社会福祉法人　蓬莱会

身体拘束適正化のための指針

1　身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は御利用者（児）の行動の自由を制限するものであり、御利用者（児）の尊厳のある生活を阻むものである。社会福祉法人　蓬莱会は、御利用者（児）の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束をしない支援の実施に努める。

2　身体拘束に該当すると考えられている行為

①自由に動けないように車椅子やベッド等に縛りつける。
②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】厚生労働省『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』

3　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

⑴身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し、身体拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という）を一体的に設置する。また、委員会は虐待防止委員会と一体的に行うものとする。

委員会は年に一回以上開催するものとし、関係する職種や取り扱う事項の内容により、相互に関係が深い場合は、他の会議等と一体的に行う場合がある。さらに会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

⑵委員会の構成員

委員会は、虐待防止委員会と一体的に行うことから、虐待防止委員会規程第２条に定める職員で構成し、必要に応じて協力医療機関の医師や看護師等の専門的知見を有する第三者の助言を得る。

⑶委員会の役割

委員会は身体拘束の適正化を進めるため、以下のことを行う。

①身体拘束適正化に関する指針等の見直し

②身体拘束等について報告するための様式及び記録の整備

③発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する

④身体拘束の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる

⑤各事業所の虐待防止マネージャーを毎月招集し、各事業所からあげられた虐待に関するヒヤリハット事案について、随時検証する

⑥身体拘束適正化を含む虐待防止・人権擁護啓発の職員研修を、年１回以上実施する（新規採用職員に対しては、採用時に随時実施する）

⑦身体拘束適正化に伴う会議を実施した場合、記録をとり職員周知に努める

4　身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者（児）の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（３要件の具体的な再検討等）を行う。

5　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

⑴３要件の確認

①切迫性　利用者（児）本人または他の利用者（児）等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性　身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

③一時性　身体拘束等が一時的であること

⑵組織による実施判断と委員会による定期的な再検討

利用者の態様を踏まえ個別支援会議等において組織として必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとし、委員会へ報告します。委員会は、その適正性等について検討するほか、身体拘束等の実施が継続している場合、日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

⑶本人・家族への説明と記録

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者（児）本人・家族へ説明し、個別支援計画へ記載する

・身体拘束等の必要な理由（個別の状況）

・身体拘束等の方法【場所、行為（部位・内容）】

・身体拘束等の時間帯及び時間
・特記すべき心身の状況
・身体拘束等の開始及び解除の予定

6　当該指針の閲覧について

当該指針は、全ての利用者（児）及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表する。

附　則

この指針は令和５年１月１日より施行する。